

# 今、求められる審査官 ～平成21年度意見交換実施事業～

意見交換実施委員会 遠藤 孝徳  
森本 康正  
青山 純

## 1. 意見交換実施事業について

今、審査官・審判官を取り巻く環境がかつてないスピードと規模で変化しているのではないかと考え、特許懇では、平成21年度の活動テーマとして、「今、求められる審査官」を掲げることとしました。

背景には、次の(1)(2)のような問題意識がありました。

(1) 審査・審判業務に追われて、審査官に周囲を見渡すことのできる余裕が少なくなり、どのような審査が、あるいはどのような審査官が求められているのか、あるべき理想であるのか、について以前より考える時間がなくなっているのではないか。

(2) 特許審査ハイウェイによる情報発信、対話型検索外注の増加等、審査官の業務内容が変化しているにもかかわらず、審査官の資質について、審査官自らの、また、審査官を取り巻く方々からの声を集約したものがないのではないか。

さて、特許懇では、昨年度まで、制度・国際委員会及び弁理士委員会を常設の委員会として持ち、制度・国際委員会では、日本知的財産協会（以下、「知財協」と記載します。）及び財団法人知的財産研究所（「知財研」）との間で、弁理士委員会では、日本弁理士会（「弁理士会」）との間で、知的財産制度に関連する個別のトピックを取り上げ、意見交換会を重ねて参りました。

そこで、平成21年度は、特許懇内外の審査官に対する意見、すなわち「今、求められる審査官」を集約する場として、意見交換実施事業を捉え直すこととし、制度・国際委員会及び弁理士委員会の2常設委員会を発展的に解消し、特別委員会として、委員2名及び幹事1名よりなる意見交換実施委員会と致しました。

この事業では、まず、特許懇内の意見の集約を目的と

して、特許懇正会員アンケートを実施致しました。また、前述の知財協・知財研・弁理士会の各外部団体の参加者の方々には、特許庁審査官を外から観察し得る立場からの意見を賜るべく、一部の意見交換会を「今、求められる審査官」をテーマとしたものとして御協力頂きました。また、意見交換会での議論に加えて、簡易なアンケートもお願ひし、さらなる意見の抽出を図りました。

それでは、平成21年度の意見交換実施事業について報告致します。

## 2. 特許懇正会員アンケート

### 2.1 はじめに

まず、平成21年度の特許懇意見交換実施事業では、特許懇会員の意見の集約を目的として、正会員アンケートを実施致しました。本アンケートでは、特許懇正会員を対象とさせて頂き、平成21年9月後半の約2週間に、特許懇庁内ホームページを経由して電子的に回答できるようにしました。設問は、選択形式及び自由記載形式としております。

設問全体の構成としては、第1に、属性に関するものから始めました。特・実と意匠間、審査官・審判官・管理職といった職階、また、特・実審査官においては通常採用と任期付採用による傾向の違い等を把握しようとしたものです。第2に、審査官に必要とされる素養・能力に関するもの、第3には、同じく知識に関するもの、第4に、担当分野に関する設問として主要な設問を構成し、その他特許懇活動についてのコメント等もお願ひしました。

さて、留学生・出向者等を除く実質的に回答可能な特許懇正会員は回答期限時点で1961名であったところ、



全335回答を頂きました。回答率は、全体で17.0%です。

アンケート結果の集計にあたって、意見交換実施委員会による回答の修正は、最小限に留めました。具体的には、属性に関する明らかな選択漏れ等です。また、自由記載では、実質的に選択肢と同等の記載も見られましたが、選択肢の回答数には含めませんでした。なお、記事・グラフの編集や自由記載の摘記にあたり、表現を多少変更したものが 있습니다。

以下のアンケート結果に関する結果は、回答者全体によるものを基本としており、属性による依存性が見られたものについては、母数の大小により必ずしも傾向を表していると考えられないものは除外した上で掲載しました。

## 2.2 審査官に必要とされる素養・能力について

大問2.では、審査官に必要とされる素養・能力について、序列をつけた設問としています。すなわち、審査官に必要と考えられる素養・能力について、「起案力」・「サーチ能力」・「判断能力」・「コミュニケーション」等を選択肢として挙げ、最も重要なものから3番目に重要なものまで選択して頂きました。また、これらの素養・能力をどのように修得したのかについての設問も用意しました。

さて、全体の意見では、最も重要なものを判断能力・決断力、2番目を技術・意匠の理解力、3番目をサーチ能力とする回答が最多でした(図2.2-1)。

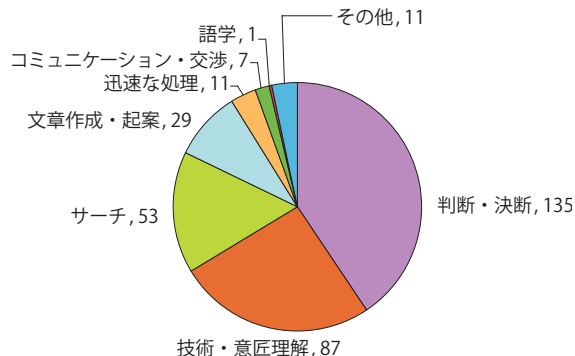


図2.2-1 審査官に必要とされる素養・能力のうち、最も重要なものを選択してください。

ここで、最も重要なものとして判断能力・決断力を選んだ回答者のみに着目した場合には、2番目に重要なものとして、技術・意匠の理解力を挙げる回答者とサーチ能力を挙げる回答者とが同程度存在しております(図2.2-2)。

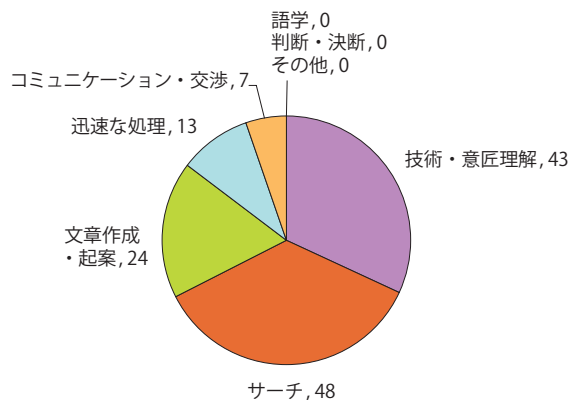


図2.2-2 審査官に必要とされる素養・能力のうち、2番目に重要なものを選択してください。

属性依存性に着目しますと、通常採用審査官では、最も重要なものとして判断能力・決断力を挙げる者の割合が最大でしたが、任期付審査官では技術理解力を挙げる者が増加し(図2.2-3)、両者が拮抗しています。当業者レベルの技術理解をより重視する点は、技術者として活躍してきた任期付審査官にとっては当然のことかもしれません。

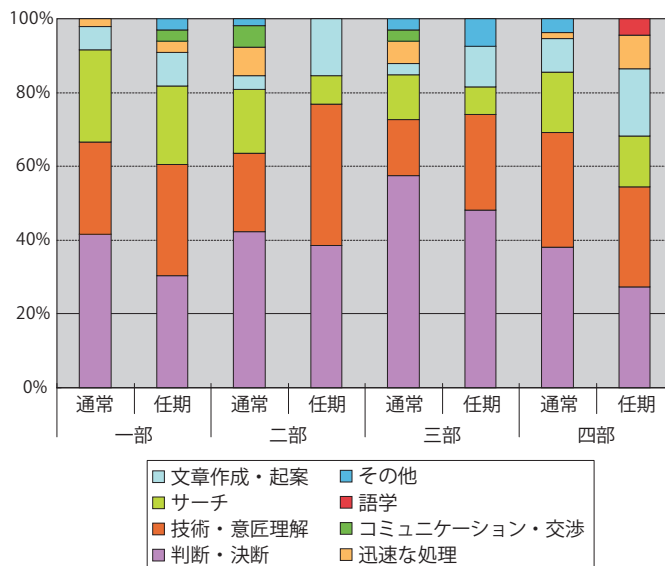


図2.2-3 審査官に必要とされる素養・能力のうち、最も重要なものを選択してください。

続いて、これらの素養・能力を修得した手法についてです。選択肢として、「(法定の)コース研修」、「コース研修以外の研修」、「審査・審判業務」、「(審査以外の業務に従事する)併任業務」、「勉強会」、「自己学習」等を設定しました。さて、最も重要なものから3番目に重要なものまでいずれの素養・能力についても、審査・審判業務によって修得したとの回答が最多でした。なお、「十分修得している」から「かなり不足している」までを選択肢とした修得度合いの間では、「ある程度」と無難な回答が目立ちます。

次に、自由記載のうち、特徴的なものを抽出します。まず、「選択肢として列記された素養・能力は、そのいずれもが重要であって、序列化は不可能である、又は適当ではない。」との旨の意見を複数頂いております。これに関連して、「技術理解力とサーチ能力は一体不可分である。」との指摘がありました。また、起案力といった区分ではなく、「一般の日本語の能力として、読み書きの双方において力をつけるべきである。」との見解も複数見られました。さらに、「出願人の立場に立った判断が重要である。」との意見があった他、「対話型外注を通してサーチャーから技術を修得する。」という対話型検索外注の有効性に関する言及もありました。

## 2.3 審査官に必要とされる知識について

大問3.は、審査官に必要とされる知識に関するものです。知識は、知的財産制度に関する法律・基準面での知識と、当業者として技術や意匠に関する知識の、大きくふたつに分けて取り扱いました。

まず大問3.の前半では、審査官に必要とされる知的財産制度に関する知識について、大問2.と同様に序列を考慮した設問としています。選択肢としては、「産業財産権四法」・「審査基準」・「民法及び民事訴訟法」・「知的財産に関する判例」、「条約」、「諸外国の制度」等を挙げました。

さて、もっとも重要なものを特・実・意・商の四法(図2.3-1)、2番目に重要なものを審査基準とする回答が最多でした(図2.3-2)。もっとも重要なものを四法、2番目に基準という組み合わせで、全体の58%を占めています。「審査官には、第1に四法、第2に基準が必要」という、いわば当然の結果が得られたと考えられます。

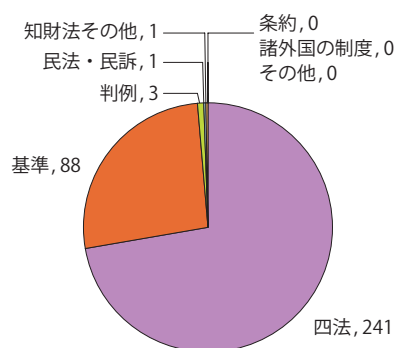


図2.3-1 審査官に必要とされる知的財産制度に関する知識のうち、最も重要なものを選択してください。

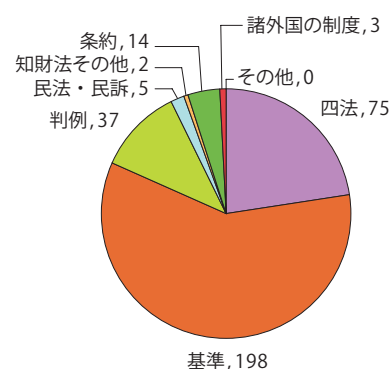


図2.3-2 審査官に必要とされる知的財産制度に関する知識のうち、2番目に重要なものを選択してください。

3番目には、知的財産に関する判例とする回答が最多でしたが、条約や諸外国の制度、民法・民訴法といった選択肢との差は大きくありませんでした。

属性依存性では、最も重要な知識について、審査官補から、審査官、審判官と職階が進むにつれて、審査基準を選択する割合が減り、四法の割合が増加している点が興味深いところです。さらに管理職では、判例を最重視するという意見も現れます(図2.3-3)。

修得手法についての設問では、コース研修が最多であり、審査・審判業務が続いています。

さらに、自由記載形式で、知的財産制度を容易に修得するための手段が考えられるか質問しました。「研修の充実」を挙げるものが29回答と最大でしたが、「勉強会」、「eラーニング・教材・資料」、「外部セミナー・インターン大学聴講」といった回答も挙げられています。

次に大問3.の後半は、審査官に必要とされる技術・意匠に関する知識についての質問です。担当分野の技

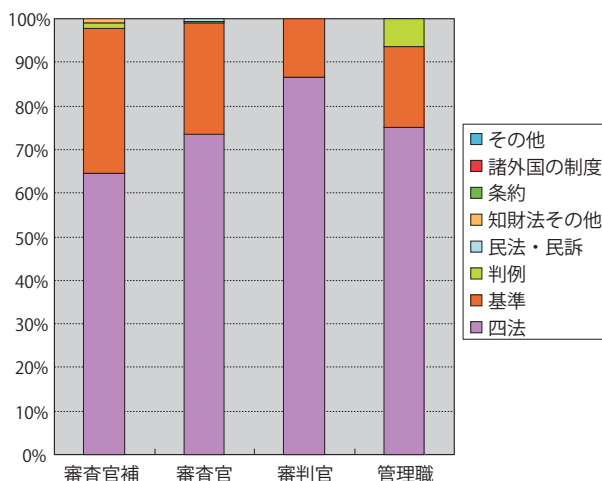


図2.3-3 審査官に必要とされる知的財産制度に関する知識のうち、最も重要なものを選択してください。

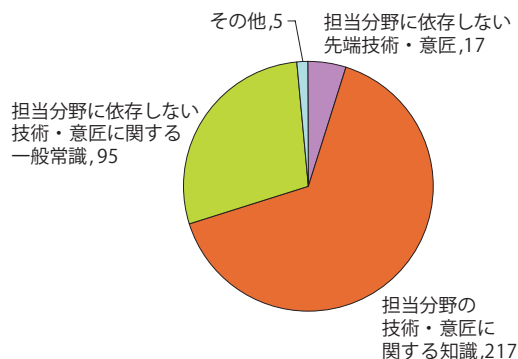


図2.3-4 審査官に必要とされる知的財産制度に関する知識のうち、最も重要なものを選択してください。

術・意匠に関する知識が優先されることは当然としても、先端技術・意匠よりも、分野に依存しない技術や意匠に関する一般常識に関心が深い傾向が見られました(図2.3-4)。審査官は、幅広く技術や意匠に関する知識を身につけるべきである、と考えていることがうかがえるのではないのでしょうか。この点に関して、職階の進行と必要とされる技術・意匠の捉え方に、特段の相関は見られないようです。

必要とされる技術・意匠をいつ修得したか、との設問では、任期付審査官では、入庁前という回答が目立ちました(図2.3-5)。日々の審査業務において、前職の経験が活かされる場面があるのだらうと考えられます。また、自由記載では、通常・任期付の区別なく、大学(院)との記載も多数見られました。この点は、知財制度に関する知識の設問では見られなかった傾向です。

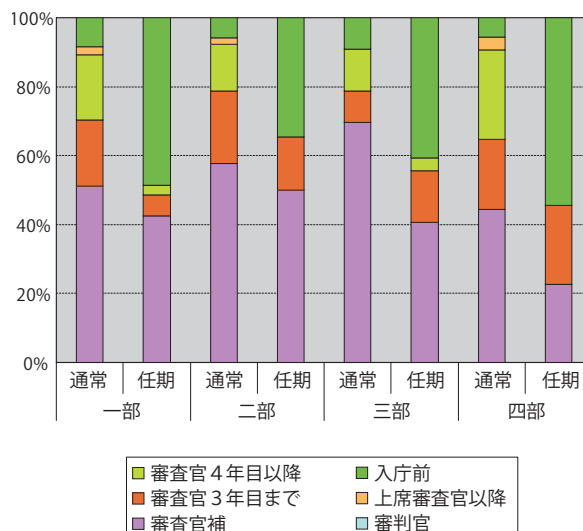


図2.3-5 主にいつ頃修得しましたか。

技術・意匠を容易に修得する手法について自由記載で訪ねましたところ、知的財産制度に関するものとは傾向が異なり、企業出張・インターン・技術者との接触といったものに、多くの回答が寄せられました。

知識に関する最後の質問として、知的財産制度や技術・意匠に関するものに限らず、審査官に必要とされる知識について、自由記載で挙げてもらいました。「産業界・知的財産の動向・景気」、「語学」、「一般常識」といった点で複数の回答が見られました。また、「企業ではどのような考えの下に経営や技術開発がなされているかを知るべき。」といった主張もありました。

## 2.4 担当分野について

大問4.は、担当する技術又は意匠分野についての設問です。

まず、特・実系を対象として、技術分野の対応性についての設問を起こしました。意匠系では、数年毎の分野の異動が一般的に行われているため、この設問では、調査対象から除外しています。

知識や素養等を基にした担当可能な分野についての設問では、役職や通常採用・任期付採用を問わず、審査部門(類似分野審査長単位群)から、部内・部外を問わず、幅広く担当可能であるとの回答が目立ちました(図2.4-1)。また、審査官がどのくらい広い分野に対応すべきであるか、といった設問でも、ほぼ同様の回答でした(図2.4-2)。

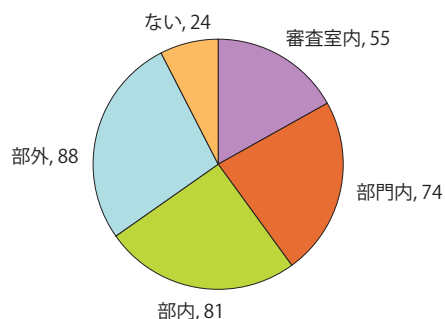


図2.4-1 ご自身の知識等から考えて、現在の担当分野以外に担当可能な分野はありますか。最も広い範囲となるものを選択してください。

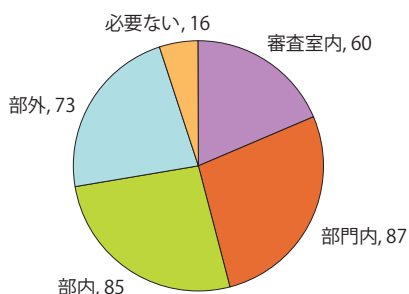


図2.4-2 審査官はどの程度の分野まで対応可能であるべきと考えますか。最も広い範囲となるものを選択してください。

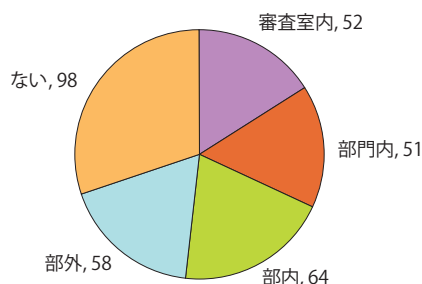


図2.4-3 現在の担当分野以外に担当したい分野はありますか。最も広い範囲となるものを選択してください。

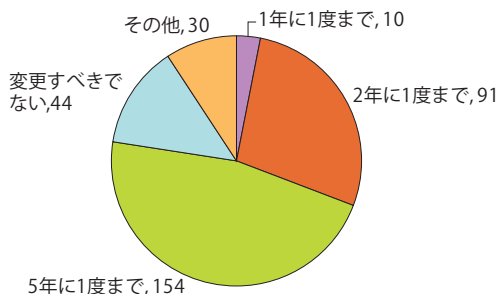


図2.4-4 担当分野の変更頻度は、どの程度が望ましいと考えますか。

しかし、担当分野の変更を希望する割合は、担当可能分野や対応すべき分野に比べると、明らかに低いものとなっています(図2.4-3)。例えば、担当可能分野を部外までとした回答のうち、部外までの分野変更を希望する割合は56.8%と、ほぼ半数に留まっています。

次に、特・実系に限らず、担当分野の変更頻度について質問したところ、5年に一度までの変更とすべきであるとの回答が最多でした(図2.4-4)。自由記載では、「2年に1度は短すぎ、5年に1度では機会を失う可能性あり。3年に1度くらいが適当か。」といった、3年が適当であるとする回答が複数見られた他、「処理状況や出願動向に応じて、適宜審査官が異動できるようにすればよい。」といった、異動に関して柔軟な回答も複数ありました。また、「専門的に担当する審査官と、横断的に担当する審査官、両方必要と考える。」「審査長単位、審査部単位は便宜上の区分であって審査官が対応可能な分野とは関係がない。」との見解も頂きました。

担当可能な分野を広げるために有効であると考えられる手段についての設問では、「技術・意匠研修」が最大でしたが、自由記載では、「自己学習が重要。」との意見の他、「とにかく異動させれば良い。」といった意見も複数ありました。

担当分野を変更した審査官にとって、どのようなサポート体制が有効であるかとの設問では、「協議・相談体制」とする回答が最多でした。自由記載では、「複数案件をまとめて審査させることでテーマの概要を把握させる。」という意見が見られました。

さて、最後に、分野の変更時に最も早急に獲得しなければ

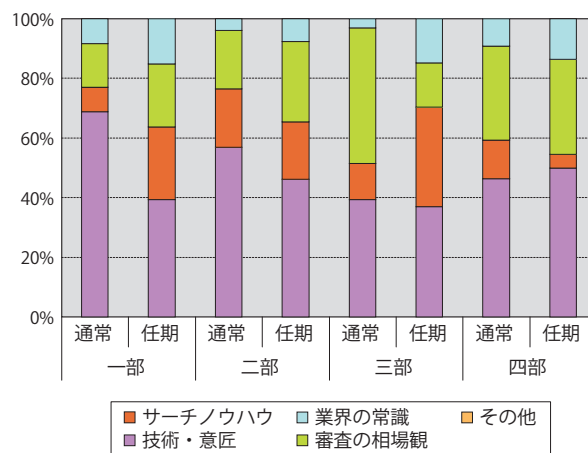


図2.4-5 担当分野の変更後に最も早急に獲得しなければならないものは何ですか。





ればならないものについて質問したところ、通常採用と任期付採用間で傾向の相違が見られました。通常採用審査官に比べて、任期付採用審査官では、変更後の技術・意匠といった審査に直結すると考えられる情報が減少し、業界の常識といった観点について配慮している様子がうかがえます(図2.4-5)。

## 2.5 その他

設問2.から設問4.に加えて、このアンケートでは、特技懇意見交換実施事業や、特技懇活動全般に渡り、自由記載形式で意見を募りました。

まず、意見交換事業については、好意的な意見が複数見られましたが、「意見交換事業がもたらす成果について明らかにすることで、是非参加したいと思うような意欲を刺激してほしい。」等の指摘も頂いております。ちなみに、本報告は意見交換事業の成果を紹介するためのものですが、皆様に少しでもお伝えできているでしょうか。

また、特技懇活動につきましては、特技懇誌を評価する回答が多くありました。

## 3. 意見交換会

### 3.1 はじめに

「1.意見交換実施事業について」で述べたように、特技懇では、従前より、知的財産関連の3団体との意見交換会を重ねて参りました。そして、今年度は、特技懇から「今、求められる審査官」を共通の議題として提示し、年度後半に、知財協(特許第1・第2各委員会)、知財研、弁理士会(特許委員会)との間で、のべ8回の意見交換会を重ねました。



加えて、前年度までと同様に、各団体から提案された議題についての意見交換も行っております。議題としては、理想的な面接審査の実施、情報提供制度の利用法、サーチの的確性、記載要件(明確性・サポート要件・実施可能要件)の拒絶理由のあり方、外国の審査状況の参照といったものでした。これらについては、議題の紹介に留めますが、「今、求められる審査官」との関連がある内容については、今回の記事に取り込んでいます。

### 3.2 議論の内容

各団体との第1回の意見交換会において、特技懇正会員アンケートの速報版を資料として提示し、「今、求められる審査官」についての意見交換を行いました。速報版は、アンケート集計のうち、「2.審査官に必要とされる素養・能力について」及び「3.審査官に必要とされる知識について」についての抜粋となっております。

ここで、意見交換会での議論のうち「今、求められる審査官」に関連する主なものを紹介致します。

#### (1) コミュニケーションの重要視と役職との関係

審査官に必要とされる素養・能力についての設問では、「コミュニケーション能力」に関する指摘が多くありました。

図2.2-1で示したように、審査官に必要とされる素養・能力として、特技懇会員は、判断・決断力や、技術・意匠理解力・サーチ能力を重視しており、コミュニケーション能力を最重視するとの回答はほとんどなかった点についてです。その回答を選択した者は、ほぼ全員が審査官補でした(図3.2-1)。

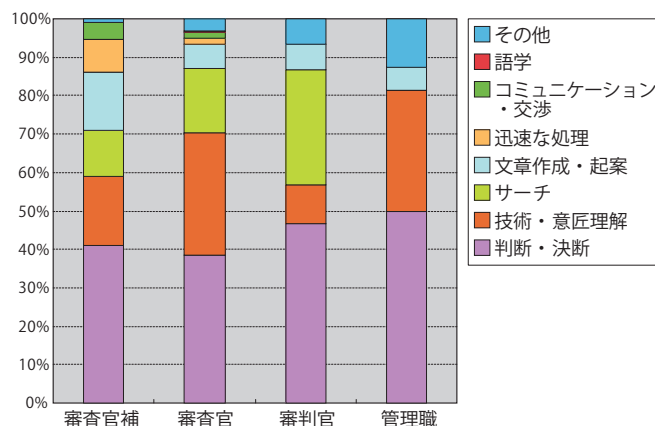


図3.2-1 審査官に必要とされる素養・能力のうち、最も重要なものを選択してください。



この点に関して、団体参加者からは、組織では職階が上がるにつれてコミュニケーション能力が重視されると考えるのが普通であるが、特許庁の審査部ではそうではないのか、といった疑問が寄せられました<sup>1)</sup>。

審査官に必要とされる素養・能力としての「コミュニケーション能力」は、面接や電話応対等の場面で、代理人や発明者、すなわち庁外の方々に対するコミュニケーション能力をどれほど重視しているか、を意図して設定したものでしたが、選択したほぼ全員が審査官補であったことから、指導審査官や管理職との合議・協議における能力と捉えて回答した可能性があるのではないかと、この見解が出されました。

## (2) サーチの重要視と役職との関係

同じく図3.2-1において、サーチを最重視する割合は、審査官に比べて、むしろ審判官が多いのはなぜか、通常の審判段階では、サーチを実施しているものとは考えにくい、といった指摘がなされました。

この点については、例えば、審査段階において十分なサーチを実施していれば、拒絶査定不服審判に至る可能性が減る、と捉えたのではないかと、指摘されました。審判官が目にする案件は、審判請求された案件に絞られ

ますので、ある程度の割合で、サーチが不十分だったために審判請求されたと考えられるケースを目にするからだろう、との意見もありました。

また、同図に関しては、審判官の技術・意匠理解の選択が少ないのはなぜか、十分理解した上で審判事件を処理してもらいたい、との指摘もありました<sup>2)</sup>。ただし、審判官が技術・意匠の理解を疎かにしているとは考えにくい、という点は、各団体と特許懇参加者で共通の認識でした。

## (3) 担当技術分野の広さ・対応性

担当し得る、又は理解し得る技術分野の広さ及び深さについて、何度か議論がなされました。

概ね、担当する技術分野についての十分な知識及び理解に加えて、担当分野以外の技術に関する知識もある程度備えているべきである、との意見が多くありました<sup>3)</sup>。また、審査室の異動や担当分野の変更があれば、新たな担当分野においても、経験のある審査官と同程度の十分な審査をしてもらいたい、との指摘がありました。これに対して、特・実系の審査官は、併任・出向や、審査部・審判部間での異動以外の審査室間での異動の機会は限られていることを説明した上で、グループ体制や協議の活用によって、対応していることを説明しました。

また、知識が必要と考えられる技術範囲の捉え方としては、特許懇正会員の見解とも符合するものと考えられます(図2.3-4)。



- 1) 例えば、「役職別に分析したデータは興味深い。審査官に求められる能力についての設問だが、審査官補にはコミュニケーションがあり、審査官になると迅速な処理やノルマが出てきて、管理職になるとコミュニケーションがなくなる。」。
- 2) 例えば、「アンケートによれば、審判官は技術理解をあまり重要視していないようだが、この点が気になる。技術の十分な理解に基づいた判断をしてほしくて、審判請求することが多いためである。現状は、審査官の方が、審判官よりも、技術の専門性は高くなっているのではないかと。」。
- 3) 例えば、「ある程度は広い方が良いかもしれない。しかし、広いと必然的に浅くなりがち。周辺も知っておきながら、必要な部分に詳しいという、T字型の知識が理想かもしれない。」。

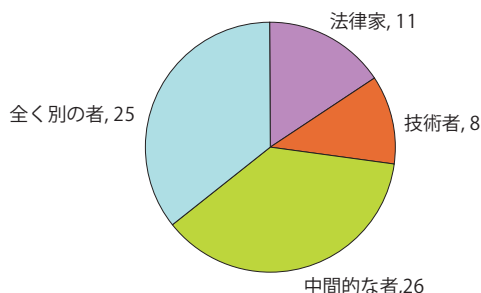


#### 4. 意見交換会参加団体小アンケート

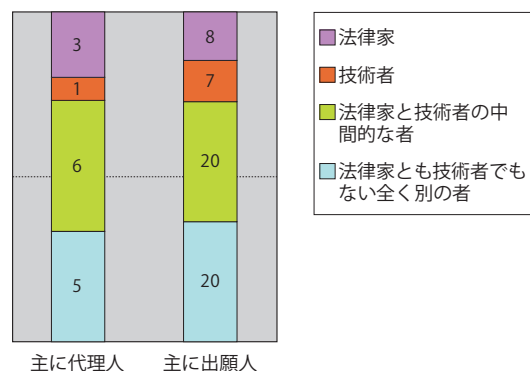
特許懇正会員アンケートは中から見た像であり、審査官像を考えるには、外から見た像も探っていく必要があると考えられます。これこそ、意見交換会の目的ですが、今年度は、意見交換会参加団体の方々にアンケートをお願いすることにしました。意見交換会では、面接、拒絶理由のあり方等実務の具体的な話が中心でしたので、この意見交換会参加団体小アンケートでは、具体的な実務を離れまして、審査官とは何なのかを上位概念化した質問を設定しました。

アンケートは70名の方から回答を頂くことができました。回答者の属性についてもあわせて回答して頂き、主に代理人である方が15名、主に出願人（知財部等）である方が55名、主に発明者である方が0名でした。ここで、「主に」とありますのは、例えば「発明者8年、出願人（知財部）5年、代理人3年」というように、複数に当てはまる場合もありますので、「主に」をつけて属性を一つのみ選んで頂くことにしました。

##### 4.1 出願人、代理人から審査官は、法律家／技術者どちらに見える



出願人、代理人から審査官は法律家／技術者



出願人、代理人から審査官は法律家／技術者（属性別）

審査官は、技術系のバックグラウンドを持って特許庁に入り、法律の研修をクリアして審査官になっています。そんな我々がどちらに見えるのかを聞いてみました。

アンケート回答は、どちらか一方に偏ることはありませんでした。また、「法律家と技術者の中間的な者」、との回答数も、「法律家とも技術者でもない全く別の者」、との回答も、26対25でほぼ同数となっております。

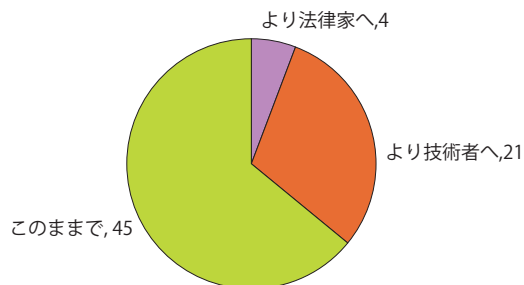
自由記載では、「法律家と技術者の中間的な者」と回

答された方からは「審査官も弁理士も技術的素養を備えた法律家だと思っている。」といった回答を頂いております。また、「法律家とも技術者でもない全く別の者」と回答された方からは、審査官も知財部員も、法律家とも技術者でもない全く別の立場と感ずるとありました。

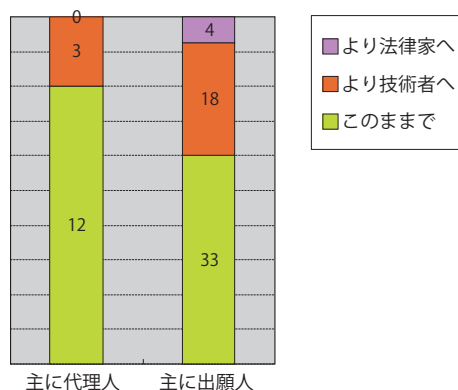
この設問には、意見交換会の場でも話題に上がり、審査官は、他に似ている職業はなく、中間的とも言えず、審査官は審査官という存在、という意見に集約されました。



## 4.2 求められる審査官の方向性 法律家／技術者



出願人、代理人から審査官は法律家／技術者



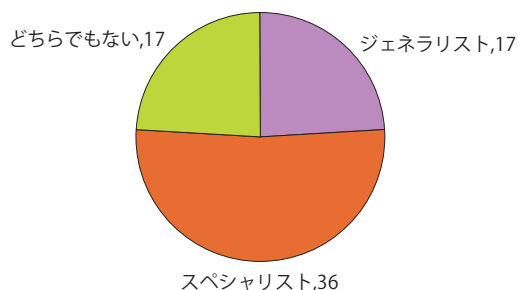
出願人、代理人から審査官は法律家／技術者（属性別）

求められる方向は、法律家、技術者のどちらかに近づくことは望まれておらず、今のままがいいという回答が多数でした。自由記載では、「審査官は法律家、技術者でもなく、行政スペシャリストとしての「審査官」を目指すべきだと思います。」と頂きました。

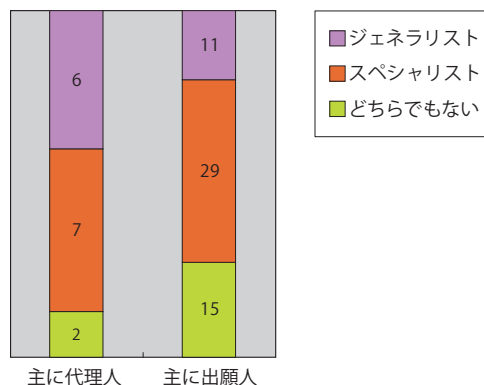
しかし、後述の「(4.4) 審査官に勉強してもらいたいもの」とあわせて、技術力については要望、不満等があるのかもしれない。意見交換会では、審査官にスキルとし

て何を求めているのか、について、法律を勉強すればいい、とか、技術を勉強すればいいとか、簡単な答えではなく（それだけでも簡単ではありませんが……）、判断をする人なのだから、どちらも高いレベルで出来ていないといけな。スーパーマンであることが求められる、という意見までありました。審査官が求められているレベルはとても高いようです。この意見を聞いた時には、身の引き締まる思いとともに、果てしない感じを受けました。

## 4.3 出願人、代理人から審査官はジェネラリスト／スペシャリストどちらに見える



出願人、代理人から審査官は  
ジェネラリスト／スペシャリスト



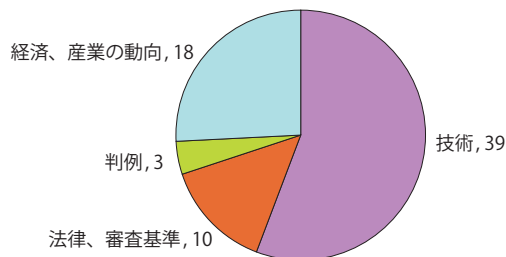
出願人、代理人から審査官は  
ジェネラリスト／スペシャリスト（属性別）

次に、軸を少しだけ変えた質問を用意しました。この質問では、回答者の属性により異なる傾向が現れました。主に代理人として審査官に接している回答者からの結果はどちらにも偏っていないのに対し、主に申請人として

審査官に接する回答者からは、スペシャリストと感じるとの回答が多数を占めました。自由記載では「審査官は、特許を審査するという専門技能を有するスペシャリストだと思っています。」との回答がありました。

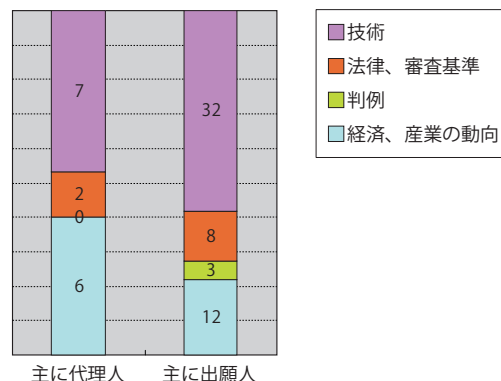


#### 4.4 審査官にもっと勉強してもらいたいのは何ですか



審査官にもっと勉強してもらいたいのは

この質問の答えは普段は中々言い難いのではないと思うのですが、今回はどれか一つを選んで頂くという形式でしたので、抽出できたのではないかと思います。結果は、もっと技術を勉強してもらいたい、という要望が強く出ております。自由記載欄では「発明者の生み出した技術的思想の良き理解者となる必要があり、そのためには審査官も弁理士も技術的素養のブラッシュアップが必要で

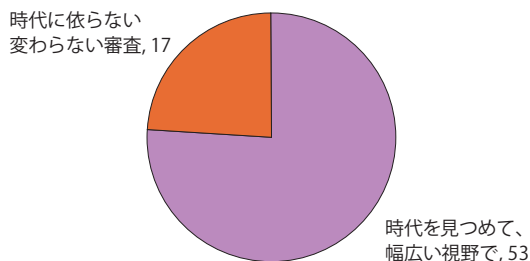


審査官にもっと勉強してもらいたいのは（属性別）

ある。」と、技術については審査官と弁理士の共通の課題として挙げられた回答もありました。

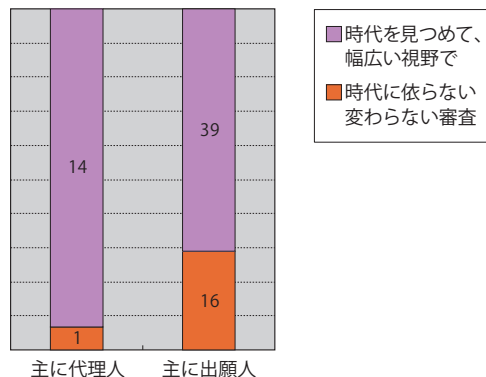
他には、「判例はスタンダードにならないものもあり、審査基準が変わるまでは傍観していただきたい。」「技術や審査基準等は十分勉強されていると考えています。」との回答もありました。

#### 4.5 これからの審査官、すなわち、「今、求められる審査官」とは



これからの審査官、すなわち、「今、求められる審査官」とは

本当にこの答えがわかればいいのですが、アンケートとしては、予め選択肢を用意しておかねばなりません。今回、意見交換会実施委員会では、大雑把な選択肢を2つ用意することしかできなかったのですが、その代わりに、特に、この設問のために、アンケートをお願いする



これからの審査官、すなわち、「今、求められる審査官」とは（属性別）

際に『自由記載欄には、設問について、「こういうつもりで回答した」等の選択肢を選ぶだけでは表せないことを書きたい場合にご利用ください。』と添えました。結果、自由記載欄のコメントは、この設問に対して一番多く集まりました。

「時代を見つめて、幅広い視野で見て、審査をしてほしい。」を選択された方の自由記載5件。

- ・今まで聞いている、審査の進め方(拒絶理由の起案に理由を示す、公知文献の該当個所を示す等)のあり方については、出願人の要望と一致していると考えています。進歩性の判断については、永遠のテーマのように思いますが、判例等は、時代とともに変化していくものだと思いますので、その動向を踏まえた上で審査をしていただきたく思っております。
- ・今までどおり、広い視野をもつ一方で、信念をもってブレがない審査をしていただくことを期待します。
- ・時代によって変わらずに客観的な視野で審査することは当然であるが、その客観性を担保する上ではやはり幅広い視野を持つ必要があると感じる。
- ・実施例の記載に必要以上に捉われて発明を狭く解釈する例、反対にクレームが広すぎるとして無用の限定を迫る例、外部サーチの判定内容の分析が足りていない例などが目につきます。拒絶査定になるにしても、出願して良かった、特許庁の審査官はよく読んでくれていると思えるような、アウトプットを期待します。
- ・回答は、審査におけるボーダーラインを時代によって変化させるという意味ではなく、審査対象の技術分野の成熟度や位置付けを認識したうえでの審査を望むとの思いで選択しました。

「時代に依らない、変わらない審査をしてほしい。」を選択された方の自由記載1件。

- ・審査官内、審査官・審判官での審査レベルの統一、時代によるばらつきがない審査がされるのであれば、他の要件はあまり求めません。

その他に、この小アンケート全体に対しての自由記載もありますので紹介します。激励のコメントもありました。

- ・質問(1)～(3)の「法律家／技術者」、「ジェネラリスト／スペシャリスト」、「技術／法律／判例／産業動向」等についての回答より、出願人が審査官に期待する像を描き出す、というのは、あまりに皮相的ではないかと感じました。出願人が審査官に期待するのは「審査主体」としての一貫性であると、当方は感じています(そこが、「個別事象に対する妥当な判断」を目的とする裁判官との違いではないでしょうか。。「今、求め

られる審査官像」としては、「ひとりひとりの能力の向上はもちろんのことであるが、審査官同士が協力し、組織としての力を発揮することのできる審査官」ではないかと思います。

- ・依然として審査官の発明把握や判断にばらつきがあると感じるため改善してほしい。
- ・瑕疵ある特許査定はたとえ法的正手段はあっても社会に悪影響を及ぼすこと、技術常識についての認識不足による特許査定は影響度が高いことを先ず認識頂きたい。
- ・頑張ってください。
- ・基本的によく勉強されている方が多いといつも思います。自信を持ってお仕事していただきたいです。

以上が、意見交換会参加団体小アンケートの結果となります。

## 5. 終わりに

平成21年度の活動テーマを「今、求められる審査官」として設定した特許懇では、意見交換実施事業を通じて、このテーマに取り組んで参りました。

具体的には、特許懇会員自身が、自らの存在を再確認する手段とするために正会員アンケートをお願いしました。また、特許懇会員と同様、知的財産業界に属する、知財協、知財研、及び弁理士会との間で意見交換会を重ね、さらに小アンケートも実施しました。

理想とされる審査官像に明快な答えを得ることは、そう簡単にはいかないものと考えられます。今後も、時代と共に変化するであろう「今、求められる審査官」というテーマに対して、会員自身が常に自らのテーマとして捉えながら、審査官業務を遂行していく必要があるのではないだろうかと感じました。

最後になりますが、意見交換会及びアンケートに参加・協力して頂きました知財協・知財研・弁理士会の方々、意見交換会及びアンケートに参加して頂いた特許懇会員の方々に厚く御礼申し上げます。